**令和7年度 第1回 隠岐の島町景観計画策定委員会 議事録**

日　時：令和7年8月4日（月）13：00～14：30

会　場：隠岐の島町役場２階　201会議室

出席者：別紙参照

1. **開会**

1. **副町長あいさつ**

副 町 長： 隠岐の島町は、西郷港周辺や神社をはじめとした歴史的建造物、漁村・田園風

景、自然風景など魅力的な景観を数多く有し、その中で町民の生活が溶け込ん

でいる。この景観資源を活かしたまちづくりを一層に進めるべく、景観法に基

づき隠岐の島町景観計画の策定に取り組んでいく。委員の皆様をはじめ町民の

皆様には、景観計画策定における課題などご意見をいただきながら良好な景観

形成を目指していきたいと考えている。今回の委員会は景観計画についてのご

説明と前年度に取り組んだ町民へのアンケート結果などを中心に紹介し、計画策定の基本方針やスケジュール等を議題とする予定である。

**３．委員長及び副委員長の選出**

事務局一任の発言があり、事務局案として細田委員を推薦し、満場一致で承認された。

細田委員長より村尾委員を指名し、村尾委員より承諾の発言があり、副委員長に決定した。

**４．議題**

**１）資料１ 景観計画の概要及び資料２ 町民アンケート結果報告について**

◇質疑応答・意見

村 上 氏：町民アンケート結果報告のうち、お気に入りだと思う景観資源について、水辺項目の「塩浜海岸」という回答は西郷地区の塩浜海岸か、都万地区の塩の浜海岸かどちらか。

事 業 者：アンケートは自由記述であり、区別できない状態であった。両方が含まれると考えている。

**２）資料３ 景観特性と課題報告及び資料４ 計画目次構成と基本方針（素案）について**

◇質疑応答・意見

金 坂 氏：景観特性のうち歴史文化景観として五箇創生館を挙げているが、隠岐郷土館についても記載して欲しい。

事 務 局：隠岐郷土館についても記載する。

山 根 氏：景観計画の目標像としてふるさと隠岐の良好な景観を眺められる視点場づくりを挙げているが、視点場までの道路の管理が不十分な所がある。そのような場所も課題として挙げて欲しい。

事 業 者：植栽対策としてローソク島展望台への沿道や愛宕山への沿道など写真を資料に挙げている。課題として記載する。

事 務 局：今後、特に景観を守るべき区域を町内に設定していくことになる。この区域には視点場だけでなく、そこへ続く沿道なども含めた保全方法について設定する必要があると考えていた。委員の皆様のご意見を含めながら景観計画を策定していく。

委 員 長：道路の土留めの管理も含まれると思われる。それについても記載をお願いしたい。

事 務 局：道路の土留めの管理についても設定していく。

村 尾 氏：景観特性について、3つに分けた理由は。原田の農村や犬来の山村を代表とした里山の風景や都市部の景観も特性に入るのではないか。また、資料には「ジオパーク」の文言がクローズアップされている。しかし、現在の豊かな隠岐の景観を留めているのは、隠岐が国立公園に指定されたからだと考えている。可能であれば「ジオパーク」の文言の前に「大山隠岐国立公園」の文言を入れて欲しい。

事 務 局：この特性は実施したアンケートに基づいて3つに分類しており、原田や犬来などの農山村風景についても重要な景観の1つである。中分類のような項目を設定し3つの項目に紐づける形でまとめていければ良いと考えているので、参考にしたい。また「大山隠岐国立公園」の文言についても可能な限り「ジオパーク」の前に使用するよう計画していく。

**３）資料５ 策定スケジュールについて**

◇質疑応答・意見

桑 子 氏：住民説明会を年度1回行うとあるが、少ないと感じる。町民との意見交換を適宜行わなければ、策定後に食い違いが発生する。

事 務 局：各地区単位や少数単位で説明会を開くことで町民との意見交換が出来ればと考えている。

**５．意見交換**

桑 子 氏：景観計画の大事な点は策定した地域の景観向上だけでなく、景観を妨げる要素を防ぐ事が出来る部分にもある。国境離島でもある隠岐の島町の景観計画には後者が重要な役割になってくると考えており、日本の国土と地域の安心安全及び景観環境を守っていく姿勢が計画策定に問われている。また、国立公園の面から見ると、国立公園法で守られている地域について何が守られているのかを踏まえた上で議論する事が不可欠である。様々な事業者や町民へ景観計画策定の意義を認識してもらい、各々の活動を制約しない範囲で折り合いをつけたルール策定を行って欲しい。

事 務 局：景観計画の未策定などが原因で景観破壊に関するトラブルが起きている市町村がある。隠岐の島町も同じようなトラブルが起きるという可能性を拭う事は出来ないので、緊張感を持って計画策定を行う事が重要であると考えている。

桑 子 氏：町民へのアンケートについて、何に使用するか説明してアンケートをとったのか。

事 業 者：最初の調査であり、全般的に景観というものに対してこれから進めるというアナウンス的な意味合いが強く、大切にしたい景観などの現況を聞いたところである。また、計画をどのように定めていくか、未定の段階であったため、今後の展望や規制については聞き取りしていない。

秋 田 氏：町民へのアンケートの中でお気に入りだと思う景観資源に樹木、建築物、公共施設、水辺とあったためこれらが景観計画を作るうえで重要であると思う。景観重要公共施設や重要樹木に関してはどのような位置付けを考えているか

事 務 局：景観重要公共施設は本計画に必ず入れていきたい内容だと考えている。重要樹木に関しては考慮していなかった部分であるので今後検討する。

秋 田 氏：次回委員会までの作業として、景観重要公共施設と景観重要樹木については項目に入れて欲しい。また再開発が行われる地区や特に保全しなければならない地区などを景観重点地区に指定する事に関して検討して欲しい。

事 務 局：重点地区に関しても同様に取り組んでいく内容だと考えている。これらの区域設定に関しては必ず住民の方の意見交換及び合意形成が重要である。

原　　氏：島根県の条例では大規模な行為に関する規制は可能であるが、それ以外の小さな行為に関しては規制されず、自由な開発が可能となっている。そのような行為を防ぐために、隠岐の島町で景観法に基づいた計画と条例を作成してもらう事が重要と考える。島根県としては県内市町村に対して景観行政団体に移行してもらい、きめ細やかな景観行政の推進をお願いしている立場であるので、今後隠岐の島町の計画策定をサポートしていきたいと思っている。

楊　　氏：国立公園区域との整合性を図るとの話があったが、隠岐の島町内にある国立公園区域のほとんどが海岸付近に指定されており、内陸部はあまり公園区域に入っていない状況である。是非我々の基準を共有しながら整合性の取れた計画としていきたい。

委 員 長：隠岐の島町の内陸部について国立公園になっている部分は。

楊　　氏：農林漁業に配慮した経緯から大満寺山や壇鏡の滝を指定している。それ以外の場所については開発の圧がかかると規制が出来ない。

委 員 長：国立公園に指定されている地域は何らかの開発等に対する規制があるか。

楊　　氏：国立公園のうち特別地域と呼ばれる地域には構造物の高さ制限を設けている。また伐採や動植物の採取など行為についても規制している。海岸部分はそもそも開発が難しい場所のため、大規模な行為は考えづらいが、内陸部に関しては開発が行われる恐れがあるだろう。

委 員 長：都市計画側で定めた立地適正化計画などの基準もあるため、それらと整合性を取りつつ計画策定を行って欲しい。

楊　　氏：委員会の委員について、隠岐ジオパーク推進機構の方が居ない理由は。

事 務 局：今回の方針としては隠岐ジオパークについて記載しているが、その前にまず隠岐の自然公園について意見をいただきたいという思いがあったため隠岐ジオパーク推進機構の方ではなく、環境事務所様の代表としてお願いをした。

桑 子 氏：今回の資料には地図や画像等データが少ないように思う。次回委員会には具体的なデータを提示するようお願いしたい。

副 町 長：策定に向けて、現在指定している立地適正化計画などの基礎的なルールを委員の皆様に分かってもらうよう事務局より示していく必要がある。今後の資料に載せるとともに早い段階での資料送付をお願いする。委員として勉強して次の会に臨みたいと思う。

事 務 局：次回委員会の開催前に各種資料を用意し、いち早く皆様のお手元に届くよう努める。次回は10月の開催を予定している。お忙しいところ恐縮だが皆様のご出席をお願いしたい。

**６．閉会**